

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金……2面
- ・新型コロナウイルスワクチン関連情報……3面
- ・犬と猫のマイクロチップ装着などが義務化されます…9面
- ・肺がん検診を実施します……12面



民生委員・児童委員が

皆さんの地域で活動しています



「民生委員・児童委員」の活動

民生委員・児童委員は、「身近な相談相手」「専門機関へのつなぎ役」「見守り役」として地域で活動しており、同じ地域で生活する住民の一員として、住民の立場に立ってまちの福祉を担うボランティアです。

地域に暮らす身近な相談相手として、住民からの生活上の心配ごと、医療や介護、子育ての不安などの課題についての相談に応じて、必要な支援や適切な福祉サービスへのつなぎ役になります。



「主任児童委員」の活動

特定の地域ではなく児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。民生委員・児童委員や学校、子ども家庭支援センターなどの児童福祉関係機関と連携しながら、課題解決に向けた活動に協力しています。

民生委員・児童委員と主任児童委員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください(相談先は2面に掲載しています)。

☎福祉総務課福祉政策係 ☎042・470・7749

5月12日は「民生委員・児童委員の日」 —PRイベントを5月24日～26日に開催—

全国民生委員児童委員連合会では、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、民生委員・児童委員の活動をより多くの皆さんに知っていただくため、全国各地でPR活動に取り組んでいます。



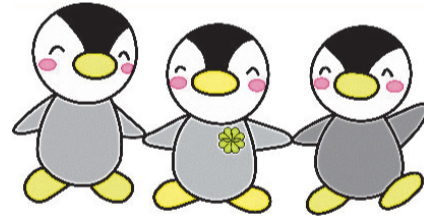
パネル展示の様子

PRイベント期間 5月24日(火)～26日(休)各日午前10時～午後3時(申し込み不要)

場 市民プラザ(市役所1階)

内 活動や取り組みなどを紹介するパネル展示

☎福祉総務課福祉政策係 ☎042・470・7749



民生委員・児童委員キャラクター「ミンジー」

東京生まれのキャラクター。協力して子育てをするペンギンの姿を通して、「地域における支え合いを目指す」「社会全体で子育てを応援する」活動に取り組む姿を表しています。

5月28日に水防訓練を実施します

☎防災防犯課 ☎042・470・7769

市内では毎年、台風の接近やゲリラ豪雨に伴い、住宅地の浸水や倒木など、都市型水害の被害が発生しています。そこで、雨のシーズンを前に、市では、東久留米消防署、田無警察署、市消防団などの防災関係機関の連携、避難所開設の訓練を実施します。

市民の皆さんの参加および見学をお待ちしています。

☎5月28日(土)①機関連携訓練=午前10時～11時半、不動橋広場(新川町1-17)※見学のみとなります②避難所開設訓練=午前9時～11時半、第六小学校(金山町1-17-1)・第三小学校(中央町1-16-1)の2カ所



水防訓練(元年度)の様子

☎主な訓練内容①風水害の対応(道路啓開、救出救助)訓練、土のう作製②風水害や土砂災害から安全に避難する避難誘導、避難所開設訓練、自宅でできる浸水防止の方法(簡易水防工法、土のう作製)の説明

ごみの分別収集にご協力ください

—柳泉園組合で火災が発生しました—

4月8日に中間処理施設である柳泉園組合の不燃・粗大ごみ処理施設内において、リチウムイオン電池が原因と推測される火災が発生しました。人的被害や設備の損傷はありませんでしたが、場合によっては作業員が負傷する事故や機械の故障が発生して、ごみ処理が滞ってしまいます。

今一度、分別方法をご確認いただき、安全な収集にご協力をお願いします。

☎ごみ対策課 ☎042・473・2117



☎一般社団法人JBRC(リチウムイオン電池などをリサイクルに出す際)のお願いが掲載されています

地域で活動する 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員への相談は、お住まいの区域を担当する同委員など(下表参照)へご相談ください(1面に関連記事があります)。

☎福祉総務課福祉政策係 ☎042・470・7749



東部地区協議会			中部地区協議会			西部地区協議会		
担当区域	氏名	電話連絡先	担当区域	氏名	電話連絡先	担当区域	氏名	電話連絡先
神宝町一丁目	大矢 由紀子	042・475・8532	幸町四丁目、中央町六丁目	中島 春江	042・471・1613	下里四丁目1番16~29号	江刈内 史	042・473・9141
神宝町二丁目	渡辺 愛女御	042・472・4900	中央町一丁目	早川 重義	080・8745・0787	下里五・六丁目	宮本 千恵子	042・471・4833
金山町一丁目	西山 久美子	080・4863・1911	中央町三丁目	澤山 葉子	042・471・8724	下里七丁目	島崎 光江	090・2317・7535
氷川台一丁目	貫井 美代子	042・474・7125	中央町五丁目、前沢一丁目	松本 貞夫	042・475・9590	滝山三・四丁目	白井 栄子	042・475・3316
氷川台二丁目	出井 幹枝	042・474・1227	前沢二丁目	長谷川 正子	042・474・7531	滝山五丁目	松原 佳織	042・473・2383
東本町1番~8番	深海 和子	042・475・8777	南沢一丁目	別処 尚志	042・475・1710	滝山六丁目2番	上田 和俊	080・7946・1125
東本町9番~16番	大野 浩子	042・471・0063	南沢二丁目	本井 満	042・478・9390	柳窪一丁目、柳窪二丁目8~16番	佐藤 清子	042・478・2293
大門町一丁目、大門町二丁目1番~8番	後藤 千賀子	042・475・5241	南沢三丁目	下田 富夫	042・471・6837	柳窪二丁目1~7番、柳窪三丁目	松井 直枝	042・475・5303
大門町二丁目9番~14番	井原 恵子	042・475・7958	南沢四・五丁目	清水 生子	042・465・0822	柳窪四・五丁目	奥住 弘子	042・457・5146
新川町二丁目	世木澤 久美子	042・471・0172	南町一丁目	澤田 理恵子	090・6546・8401	主任児童委員	矢部 晶代	042・475・5159
浅間町一丁目	久保田 あや子	042・425・0098	南町二~四丁目	篠宮 松美	042・465・1839	主任児童委員	佐光 攝子	042・475・3195
浅間町二丁目	鶴見 佳子	042・421・9130	主任児童委員	馬本 房子	090・5339・6926			
浅間町三丁目1番~14番	葛西 正人	042・425・0333	主任児童委員	府川 ゆう子	080・4068・5020			
浅間町三丁目15番~30番	武山 千鶴	042・424・4041						
主任児童委員	丸山 美緒	080・6586・9501						
主任児童委員	池水 美希	042・410・1188						

中部地区協議会			西部地区協議会		
担当区域	氏名	電話連絡先	担当区域	氏名	電話連絡先
学園町一丁目	半澤 佐和子	042・425・0087	前沢四丁目	広瀬 新平	042・444・3539
学園町二丁目	小山 三千生	090・6157・3944	前沢五丁目1番~19番	白築 純子	042・473・6901
本町一丁目	蓮池 繁信	042・474・1736	弥生一・二丁目	山口 信夫	042・458・0875
本町二丁目	宮澤 トヨ子	042・471・0482	八幡町一丁目1番~6番	境 美智子	042・476・4796
本町三丁目	都築 美紀子	042・476・0940	八幡町二丁目	小寺 靖子	042・471・0073
小山一丁目	西村 より子	042・475・8325	八幡町三丁目	野村 善昭	042・472・2555
小山二・三丁目	小山 清	042・473・3803	野火止一丁目、下里一丁目	酒井 宗作	042・474・9792
小山四・五丁目	小山 泰弘	090・3590・3492	野火止二丁目	菅原 真弓	042・472・3919
			下里二丁目	宮崎 孝子	090・2219・9171

欠員地区	
担当区域	電話連絡先
上の原一・二丁目、金山町二丁目、新川町一丁目、本町四丁目、幸町一~三・五丁目、中央町二・四丁目、前沢三丁目、ひばりが丘団地、前沢五丁目20~34番、八幡町一丁目7~9番、野火止三丁目、下里三丁目、四丁目1番1~15号・1番30~41号・2~4番、滝山一・二丁目、六丁目1・3番、七丁目	福祉総務課福祉政策係 ☎042・470・7749

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ~住民税課税世帯でも給付の対象となります~ (家計急変世帯)

☎市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎042・470・7863
(土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半~午後5時15分)



新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯※に対して、1世帯当たり10万円(1回のみ)を支給します。給付金の受給には申請が必要です。

※3年1月~4年9月の任意の1カ月の収入を12倍した額、または年間の所得見込額が左下表の水準以下の世帯(家計急変世帯)。

■支給対象世帯(家計急変世帯) (以下のすべてに当てはまる世帯)

- ・「令和3年度住民税均等割非課税世帯」に対する臨時特別給付金の対象外である。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変(収入が減少)した。
 - ・3年1月~4年9月の間の、任意の1カ月の収入※を12倍した額、または年間の所得見込額が下表の水準以下の世帯。
- ※収入は、給与・事業・不動産・年金(非課税のものは除く)の経常的な収入により算定。

表 非課税相当額参考(給与収入の場合)

家族構成例	非課税相当 限度額 (収入額ベース)	非課税相当 限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がいない場合	100万円	45万円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している場合	156万円	101万円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合	205万9千円	136万円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合	255万9千円	171万円
配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合	305万9千円	206万円
障害者、寡婦、ひとり親の場合	204万3千円	135万円

■申請方法

左記対象世帯の要件をご確認いただき、満たすと思われる方は必要書類を揃えて申請・相談受付窓口(本庁舎1階南出入口横特設ブース)にご提出ください。郵送での申請を希望される方は提出書類を揃えて、次の送付先へお送りください。

- ・送付先=〒203-8555、東久留米市本町三丁目3番1号、東久留米市臨時特別給付金家計急変世帯給付担当
- ・窓口受付期間=9月30日(金)まで(土曜・日曜日、祝日を除く平日午前9時~午後5時)
- ・申請書類入手先=市庁からダウンロード、申請・相談受付窓口(本庁舎1階南出入口横特設ブース)、市社会福祉協議会(わくわく健康プラザ2階)、上の原・滝山・ひばりが丘の各連絡所で配布

■必要書類

①申請書②収入(所得)見込額申立書、収入の状況を確認できる書類の写し③本人確認書類の写し④世帯状況を確認できる書類の写し⑤戸籍の附票の写し(3年1月1日以降に複数回転居した方のみ)⑥受取口座を確認できる書類の写し

◎「令和3年度住民税均等割非課税世帯」に対する臨時特別給付金について

対象と思われる世帯※に対して、「臨時特別給付金支給要件確認書」(以下「確認書」)を発行しています。非課税世帯に対する臨時特別給付金の申請期限は、確認書の発行日から3カ月です。期限を過ぎると申請を受け付けることができなくなる可能性がありますので、給付金の支給を希望する方はお忘れのないよう返信をお願いいたします。

また、確認書がお手元にある方で、支給対象者に該当しない、または、支給を希望しない方については、お手数をお掛けしますが、確認書内の【私の世帯は給付金を受給しません □】の□にチェックを入れて返信をお願いいたします。

なお、課税情報の確認ができないため、対象となる場合であってもご本人からの申請が必要とな

る世帯に対しては、別途ご案内を送付しています。対象と思われるが確認書がお手元がない場合や、ご不明点などがありましたら、同給付金コールセンターへご連絡ください。

※対象と思われる世帯とは、基準日(3年12月10日)において市に住民票があり、世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税である世帯。ただし、世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合などは対象外となります。

▼対象外の例=親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯や、子(課税)に扶養されている両親(非課税)の世帯

4年度 納期一覧表

	固定資産税 ・都市計画税	軽自動車税 (種別割)	市民税・ 都民税 (普通徴収)	国民健康保険税 介護保険料	後期高齢者 医療保険料
1期	5月31日	5月31日	6月30日	8月1日	8月1日
2期	8月1日		8月31日	8月31日	8月31日
3期	12月26日		10月31日	9月30日	9月30日
4期	2月28日		1月31日	10月31日	10月31日
5期				11月30日	11月30日
6期				12月26日	12月26日
7期				1月31日	1月31日
8期				2月28日	2月28日
9期				3月27日	

※納期限が閉庁日の場合は、翌開庁日が納期限となります

市税などの納付にご協力ください

4年度の市税など(市民税・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税(種別割)、後期高齢者医療保険料)の納期限は左表の通りです。納期限までに市税などを完納していないと、延滞金がかかりますので、ご注意ください。



国民年金の加入手続き

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

▼第1号被保険者(自営業者、学生、農業などに従事している方は、国民年金への加入手続きを保険年金課または年金事務所の窓口で行います。国民年金の保険料は自分で納める必要があります。)

▼第2号被保険者(会社員や公務員など、厚生年金保険等へ加入している方は、手続きは勤務先で行っていただきます。国民年金の保険料を直接納める必要はありません。)

▼第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている方は、第3号被保険者といいい、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。国民年金の保険料を直接納める必要はありません。)

▼第4号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者および厚生年金に加入している65歳以上の受給者に扶養されている配偶者は第3号被保険者にはなりません。保険料は自分で納める必要があります。)

▼第5号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者および厚生年金に加入している65歳以上の受給者に扶養されている配偶者は第3号被保険者にはなりません。保険料は自分で納める必要があります。)

▼第6号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者および厚生年金に加入している65歳以上の受給者に扶養されている配偶者は第3号被保険者にはなりません。保険料は自分で納める必要があります。)

▼第7号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者および厚生年金に加入している65歳以上の受給者に扶養されている配偶者は第3号被保険者にはなりません。保険料は自分で納める必要があります。)

軽自動車税(種別割)納税通知書発送

バイクや軽自動車などの所有者に課税される、4年度の軽自動車税(種別割)納税通知書を5月11日(水)に発送します。通知書に記載されている最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・コンビニエンスストア、またはスマートフォンアプリを利用して納付ができます。

納税通知書については課税課市民税係 ☎042・470・7777 (内線23331・2332) 納付方法については納税課 ☎042・470・7729

新型コロナウイルスワクチン関連情報

市新型コロナウイルスワクチンコールセンター (市コールセンター) ☎042・420・7177 ※詳細は市HPをご覧ください。

◆5月28日・29日の集団接種の予約を11日から開始します

対象者 3回目の接種券をお持ちの方

※2回目の接種を3年10月16日～31日に行った方には、接種券を4年4月22日に発送済みです。接種券の到着まで1週間程度かかることがあります。

予約方法 集団接種予約サイトでのウェブ予約または市コールセンターへの電話による代行予約

予約受付開始日時 5月11日(水)午前9時から(同日時から集団接種予約サイトを公開します)

接種日時・会場など実施時間は、市民プラザが正午～午後6時、わくわく健康プラザが午後1時45分～4時45分

- ① 5月28日(土)・・・市民プラザ・わくわく健康プラザ
- ② 5月29日(日)・・・市民プラザ・わくわく健康プラザ

※ワクチンは①・②の各日1,440人分(予定)で、モデルナ社製です。
※市民プラザは集団接種実施日は終日、接種を予約した方以外のご利用できません。
※集団接種予約サイトはシステムメンテナンスのため、5月9日(月)午後5時～11日(水)午前9時は利用できません。



市HP



集団接種予約サイト

◆3回目接種券の発送

2回目の接種を3年11月1日～15日に行った方への接種券は4年5月13日(金)に発送予定です。接種券の到着まで1週間程度かかることがあります。

集団接種で既に予約を受け付けている接種日について

すでに予約を受け付けている次の日程・会場において、予約に空きがある場合は、随時予約を受け付けています。
・5月21日(土)・・・市民プラザ・わくわく健康プラザ
・5月22日(日)・・・市民プラザ・わくわく健康プラザ

新型コロナウイルスワクチンに関する相談窓口

ワクチン接種に関する一般的な内容について

- 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター ☎0120・761770(午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も受付)
- (厚生労働省)新型コロナウイルス関連及びワクチンについての聴覚障害者相談窓口 FAX: 03・3581・6251 ㊚: corona-2020@mhlw.go.jp

ワクチン接種に関する市の対応(接種の予約や会場など)について

- 東久留米市新型コロナワクチンコールセンター ☎042・420・7177(かけ間違いのないようご注意ください)(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付) FAX: 042・477・0033(聴覚に障害のある方などの相談)

新型コロナウイルス感染症相談窓口 ～まずは電話で相談を～

新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方の受診相談 ※かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

- 東京都発熱相談センター ☎03・5320・4592 ☎03・6258・5780 (24時間、土曜・日曜日、祝日も受付)
- 東京都多摩小平保健所 ☎042・450・3111 (土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な内容(予防など)の相談

- 厚生労働省電話相談窓口(コールセンター) ☎0120・565653 (午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も受付。多言語対応)
- 東京都新型コロナウイルス感染症電話相談窓口(新型コロナ・オミクロン株コールセンター) ☎0570・550571 (午前9時～午後10時。土曜・日曜日、祝日も受付。多言語対応)

引き続き、感染対策を意識し、「3つの密(密閉・密集・密接)」の回避、人と人との距離の確保、「手洗い・咳エチケット・マスク着用」などの、一人ひとりの感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市公共施設の利用制限および市主催イベントなどを中止・延期している場合があります。最新の市の新型コロナウイルス関連情報は、市HPをご覧ください。



市HP

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントなどを中止・変更する場合があります。最新の情報は、市HPまたは直接、イベントなどのお問い合わせ先にご確認ください。

(3面から続く)

国民健康保険「QUPPIO Plus」で健康増進

「QUPPIO Plus」は国民健康保険に加入している18歳以上の方を対象に、被保険者の健康づくりを応援するインターネットサービスです。

最新の健診結果をもとに、生活習慣病の5年後の発症率を判定する「発症予測」や、日々の生活の中で役立つ健康情報が定期的に配信される「メールマガジン」、無理なく続けられて効果的な行動計画を提案する「おすすめ行動計画」など、思わず健康づくりに取り組みたいくなる機能を数多く備えています。

さらに、日々の健康づくりを記録したり、特定健診やがん検診などを受診したりすることなどでポイントが貯まり、貯まったポイントは、健康関連グッズを中心とした商品と交換することが出来ます。ぜひ、お得で便利な「QUPPIO Plus」をご自身の健康増進にご活用ください。



市庁

「被保険者証」と「メールアドレス」が必要です。
国民健康保険については保険年金課 ☎042・470・7733、特定健康診査については健康課 ☎042・470・0013

国民健康保険 傷病手当金

国民健康保険の被保険者で、被用者である方が新型コロナウイルス感染症に罹患したことなどにより働くことができなかった期間において、傷病手当金の支給を行っています。

対象者次の①～③すべてを満たす方

- ① 東久留米市国民健康保険の被保険者
- ② 雇用契約に基づいて定期的に給与等の支払いを受けている被保険者(個人事業主などは対象外)
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱など感染の疑いによる療養のため働くことができず、給与を受け取ることができない被保険者

支給対象日数働くことができなかった日数から起算して3日を経過した日から働くことができなかった期間

支給額直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×支給対象日数(上限あり)

※給与等の全部または一部を受け取ることが出来る場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

適用期間 2年1月1日～4年6月30日の間で、療養のため働くことができない期間(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6月まで)

申請方法 原則郵送。申請書類が必要な方には、書類を郵送しますので保険年金課 国民健康保険係へお問い合わせ

わせください。なお、申請には、事業主の証明および保健所が発行する就労制限に係る通知などが必要で、関係 ☎042・470・7733



4年度総合教育会議を開催します

第1回

日 5月9日(月)午前10時半～11時15分。大綱の改定(原案)について

第2回

日 7月1日(金)午前10時から(予定)。越直美弁護士(元大津市長)による講演および市長・教育長・教育委員による意見交換(演題は「子どものSOSはなぜ届かないのか：いじめへの対応と課題」)

※希望者は傍聴もできます。場 市役所7階703会議室 国民教育総務課庶務係 ☎042・470・7775

児童扶養手当を振り込みます

4年3月～4月分の児童扶養手当を指定預金口座へ振り込みます。

※金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



国民児童青少年課助成支援係 ☎042・470・7736

児童育成手当 新規申請の受け付けを開始します

児童育成手当は5月申請分以降、4年度(3年中)の所得を対象に審査を行います(左表参照)。児童育成手当(育成手当、障害手当)の支給対象に該当し、これまでも所得超過などにより支給していない方のうち、新たに該当すると思われる方は、早めに申請してください。

障害手当

次のいずれかに該当する20歳未満の児童

- ▼身体障害者手帳1・2級程度
- ▼愛の手帳1～3度
- ▼脳性まひ、または進行性筋萎縮症

支給金額 ▼育成手当 月額1万3500円(児童1人当たり) ▼障害手当 月額1万5500円(児童1人当たり)

必要書類 ①銀行口座のわかるもの ②請求者および児童の戸籍謄本(障害手当のみ申請の場合不要)

育成手当

次のいずれかに該当する18歳到達後の最初の3月末日までの児童

- ▼父または母が死亡
- ▼父が婚姻を解消
- ▼父または母が生死不明
- ▼父または母が1年以上遺棄している
- ▼父または母に保護命令が発

令されている ▼父または母が1年以上拘禁されている ▼母が婚姻によらず懐胎し父に養育されていない ▼父または母に重度の障害がある(身体障害者手帳1・2級程度)

なお、現在受給中の方は6月中に現況届を郵送しますので、必ず提出してください。

4年度(3年分) 児童育成手当所得制限限度額表

扶養親族等の人数	限度額
0人	360万4,000円未満
1人	398万4,000円未満
2人	436万4,000円未満
3人	474万4,000円未満
4人	512万4,000円未満
5人	550万4,000円未満
5人以上(一人増すごとに加算する金額)	38万円

デマンド型交通「くるぶー」をご利用ください

「くるぶー」は利用登録した方の予約に応じて乗合運行を行う地域公共交通で、予約時間に自宅と乗降場の間(鉄道施設や公共・公益施設など)を運行します。現在、ラッピングされた3台(イチョウ号・ツツジ号・オナガ号)の「くるぶー」がまちを走っています。身近な交通手段として、ぜひご利用ください。



専用フォーム



市庁



市役所前を走る「くるぶー」

対 市内在住で次のいずれかに該当する方

- ▼70歳以上の方
- ▼妊娠されている方
- ▼0歳～3歳児

※利用登録者の介助者・保護者・同一世帯の方も同乗できます(未登録者のみでの乗車はできません。また、同乗者は登録者と同乗降場でしか乗り降りできません)。

費 ▼登録料=無料

▼利用料金=1人1回500円(同乗者を含めた2人以上での利用は1人1回300円。小学生以下は無料)

他 ▼運行日=月曜～金曜日(土曜・日曜日、祝日、年末年始は運休)

▼運行時間=午前9時(営業所出発)～午後5時(目的地到着)

▼乗降場=鉄道施設および公共・公益施設など32カ所

申 利用登録申請書に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 道路計画課(市役所5階)窓口
- ② 郵送(〒203-8555、市役所道路計画課宛て郵送を)
- ③ FAX(042・470・7809)

※インターネット(市庁専用フォームから)でも申し込みできます。

問 道路計画課道路交通計画係 ☎042・470・7768

就学予定児童・生徒の就学相談

市教育委員会では、来春小・中学校へ入学するお子さんの心身の状態や発育、就学などで悩みや不安を感じている保護者の方を対象に、就学相談を受け付けています。一人ひとりのお子さんが将来に向けて可能性を最大限に伸ばすために適切な学校教育を受けることが出来るよう、就学相談員が相談・情報提供を行います。



受付開始日 5月9日(月)から電話で(窓口でも可) 受付時間 午前9時～午後4時 受付・相談場所 指導室(市役所6階) 岡岡室特別支援教育係就学相談員 ☎042・470・8032

ファミリーサポート・センターのご案内

ファミリー・サポート・センターは、子どもを持つ家庭の支援事業として厚生労働省と都が推進している事業です。実施主体は市で、市社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。子育ての手助けをしてほしい方(ファミリー会員)と、子育てのお手伝いをしたい方(サポート会員)が会員となって、地域で助け合う組織です。幼稚園行事などで

子どもを連れていけない時、買い物や外出時に預けたい時、残業などで保育園や学童のお迎えが間に合わない時などに地域の協力者がお手伝いします。

利用料金 ▼平日および土曜日の午前9時～午後5時 1時間当たり700円 ▼平日および土曜日の午前9時～午後5時以外の時間 1時間当たり900円 ▼日曜日、祝日、年末年始 1時間当たり900円 ※前日までのキャンセルは無料。当日キャンセルは依頼した時間(利用時間)の半額になります。

利用方法 ファミリー会員・サポート会員のいずれも入会申し込み(会員登録が必須)です。まずは事業説明会にご参加ください。

サポート会員募集サポート会 会員は入会後、6月に開催する講習会の受講(修了)により登録となり、その後、活動を紹介します。 岡岡センター事務局 ☎042・475・3294

高齢者福祉

認知症介護者家族会を開催します

認知症の方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みを抱えていますか。日々のことや心配事など、気軽に話し、ほっとできる場所として開催しています。対象の地域を確認し、担当の地域包括支援センターに申し込みの上、ご参加ください。

参加費無料

◎東部地域にお住まいの方 対上の原・神宝町・金山町・氷川台・大門町・東本町・新川町・浅間町・小山 日場 5月17日(火)午後1時15分～2時45分。東部地域センター会議室2

◎中部地域にお住まいの方 対本町・幸町・中央町・南沢・学園町・ひばりが丘団地・南町・前沢一～三丁目 日場 5月9日(月)午後1時15分～2時半。中央町地区センター第1会議室

◎西部地域にお住まいの方 対前沢四・五丁目、滝山・野火止・八幡町・柳窪・弥生・下里 日場 5月23日(月)午後1時15分～2時半。西部地域センター講習室2

◎初級手話講習会 「令和4年度」 手話の基礎を学びたい方を対象に初級手話講習会を開催します。 2月15日の毎週水曜日、午後7時～9時(夏休み、祝日、年末年始を除く) 場さいわい福祉センター会議室

◎新規で補助金の交付を希望する団体は、福祉総務課福祉政策係 ☎042・470・7749 にお問い合わせください。

地域福祉推進事業補助金

東久留米市地域福祉推進事業補助金の新規交付団体を募集します。市では地域福祉の推進を図るため、市内の非営利民間団体(NPOなど)が社会資源を有効に活用して実施する福祉サービスに対して、補助金を交付しています。

補助対象事業は、日常生活サービス(家事援助・介護・食事・移送・入浴の各サービス)です。

補助対象事業は、日常生活サービス(家事援助・介護・食事・移送・入浴の各サービス)です。

補助対象事業は、日常生活サービス(家事援助・介護・食事・移送・入浴の各サービス)です。

住環境

ゴールデンウィークにおけるごみ収集

4月29日(金)祝、5月3日(火)祝、5月5日(木)祝は、いずれも祝日ですが、平日と同様に収集します。

ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。小型廃家電類を除く全品目が戸別収集です。

ごみ収集日や分別などのごみ出しルールは市HPでご確認ください。

お問い合わせ先 岡岡センター ☎042・473・2117(粗大ごみの申し込みは ☎042・473・2118 またはインターネット)

わくわくすこやか体操

で介護予防・フレイル予防に取り組もう



「わくわくすこやか体操」は市リハビリテーション協議会の理学療法士が作成し、市民の皆さんと一緒に取り組んでいる東久留米市のご当地体操です。

一人でも自宅でも取り組めます。「よく転びそうになる」などお悩みの方は、この機会にぜひ、介護予防・フレイル予防に取り組ましましょう。

岡岡介護福祉課地域ケア係 ☎042・470・7777(内線2501～2503)



準備運動・整理運動編の1シーン

「わくわくすこやか体操」は全部で3種類市公式動画チャンネルで配信中



▲準備運動・整理運動編



▲基礎体操編



▲ゴムハンド編

自転車安全利用TOKYOキャンペーン



自転車マナーアップ強化月間のポスター

5月1日(日)～31日(火)に、自転車の交通ルールを広く周知するため、警察署および関係団体が連携して「自転車安全利用TOKYOキャンペーン」を実施します。

2年6月30日に一部改正された道路交通法により、危険な行為を3年以内に2回以上行った14歳以上の自転車運転者に対し、6,000円の手数料の支払いと3時間の自転車運転者講習の受講が義務付けられました。受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金となります。

◎自転車安全利用五則を守りましょう

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外②車道は左側を通行③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行④安全ルールを守る、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認⑤子どもはヘルメットを着用

交通ルールを守って安全に自転車を利用しましょう。

岡岡無警察署 ☎042・467・0110 または市管理課管理調整担当 ☎042・470・7764

(5面から続く)

日常生活事故に注意

東京消防庁管内では、日常生活の怪我などで、年間約12万7000人が救急搬送されています。

乳幼児の転倒は5歳以下で最も多い事故が「転倒」です。机やテーブル、階段に起因するものが多く、乳幼児の日々の成長に際して、起きやすい事故について対策しましょう。

高齢者の「おぼれ」は99歳以上が入院を必要とする中等症以上になり、他の年代と比べ重症化することが多く、その大半が浴槽で発生しています。入浴時は家族に知らせ、こまめに声をかけましょう。

東京消防庁公式アプリ 消防や救急の知りたい情報を手軽に入手できる情報ツールです。ぜひご利用ください。



東京消防庁

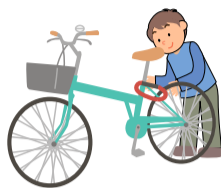
自転車盗に注意

自転車の盗難被害のうち、約6割の自転車が無施錠です。また、駅周辺の自転車が狙われる傾向にあります。自転車を盗まれないために、次の点に気をつけましょう。

自転車には防犯登録(所有者登録)をする。少しの時間でも自転車から離れる時は必ず鍵をかける。常に補助錠で2重ロックをする。

新生活が始まるこの時期、防犯意識を高めて被害を防止、気持ち良く通勤・通学しましょう。

警視庁田無警察署 ☎042・467・0110



ハクビシンに注意しましょう

ハクビシンは都内に生息しており、市にも目撃情報や被害相談が寄せられています。野生動物にはできません。野生物には近づかないでください。ハクビシンは、体長が約90〜110mmで頭部が入れば狭い隙間でも通り抜けます。木登りが得意で夜行性ですが日中も活動します。雑食性で特に果物を好んで食べ、フンを同じ場所に溜める習性があります。



ハクビシン

被害にあわないために

家屋への侵入を防ぐために、侵入口になる隙間をふさぐ。敷地内の果物の実を早めに収穫するか網などをかける。ペットフードの残りや生ごみなどを外に放

置しない

捕獲・駆除するには

鳥獣保護法により捕獲許可がないと捕獲・駆除ができません。駆除する場合は専門の業者を紹介しましょう。

環境政策課 ☎042・470・7753

民有地のハチ対策

市では、個人の住宅や管理者が居る集合住宅など、民有地にできた蜂の巣の駆除は行っていません。ハチは、特に手入れ不足の庭木などに多く巣づくりをしますので、手入れを充分にしてください。

ハチの巣を取り除くときアシナガ蜂は攻撃性が少ないので、薬局などでハチ専用の駆除スプレーを購入し駆除が可能です。スズメバチは凶暴で攻撃性が強い

ため、専門の駆除業者への依頼をお勧めします。

駆除業者の紹介

市では、協定を結んだ市内の駆除業者を紹介しています。駆除費用は自己負担です。依頼する場合は、複数の業者から見積もりを取り、ご検討ください。



市

環境政策課 ☎042・470・7753

お知らせ

5月は赤十字運動月間

赤十字活動のPRイベント

と活動資金の募集キャンペーンが行われます。市内では「防災・減災に役立つ知識を身につけよう」というテーマのイベントが開催されます。主催は市赤十字奉仕団。

5月14日(土)午前11時〜午後3時

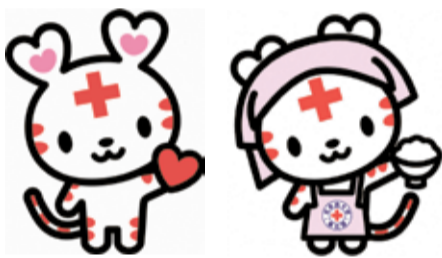
市役所1階屋内ひろば

①簡易トイレの説明(携帯トイレを実際に組み立てた後、たたんでお持ち帰りいただけます) ②防災用品(安眠セット、緊急セット、常備備蓄品など)の展示 ③災害の写真展 ④体験など

同奉仕団・宮原 ☎042・473・1952、または市福祉総務課 ☎042・470・7749

日本赤十字社への寄付

同イベント会場(当日のみ)、および福祉総務課窓口常時にチャリティーボックスを設置しています。温かいご支援をお願いします。この他、同社へご寄付いただける方は、日本赤十字社東京都支部振興課 ☎03・5273・6743(平日午前9時〜午後5時半)へお問い合わせください。



ハートラちゃん

ラジオシェイクアウト訓練 5月24日(火)



コミュニティFM局「TOKYO854」では、自宅のできる「シェイクアウト訓練」をラジオ番組内で実施します。「TOKYO854」が聴けるラジオやアプリを入れたスマートフォンがあれば誰でも参加することができます。

災害はいつやってくるかわかりません。この機会にラジオシェイクアウト訓練に参加して、災害への事前の備えを再確認しましょう。



番組放送日時 5月24日(火)午前11時〜11時54分

実施番組名「ラジオで防災!シェイクアウト訓練」

参加方法 事前登録にご協力をお願いします。当日、FMラジオ(85.4MHz)またはスマホやパソコンで番組をお聴きください。

※事前登録方法など、詳細はシェイクアウト訓練特設HPをご覧ください。

☎042・470・7769



特設HP

シェイクアウト訓練とは

シェイクアウト訓練とは、平成20年(2008年)にアメリカで始まった、地震の際の安全確保行動である「命を守る3動作」を約1分で行う防災訓練です。



画像提供 効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議



「当選しました」メールにご注意ください

Q. 「10億円の宝くじに当選しました」というメールが届き、当選金受け取りのため、現金・電子マネー・クレジットカードで手続費用を支払いました。でも受け取れません。お金を返してもらえますか。

A. 自分が買っていないのに当選する宝くじはありません。知らない人がお金をくれるという話は危険です。メールに添付されたURLにアクセスすると出会い系サイトに誘導され、「お金を受け取ってほしい」と言い続ける相手とメールのやりとりをするため次々とポイントを購入することになります。「送金手数料」「認証手続」「エラー解除」「再発行」「課税」など、さまざまな理由で費用を請求され払い続けたという相談が、世代を問わずセンターに寄せられます。「誰にも話してはならない」と口止めされ、「これで最後」「この手続きが終われば入金する」と支払い能力の

限界まで続けることもあります。おかしいと思ったら、すぐにメールを止めましょう。払ったお金を取り戻すため、さらに費用を払うのは止めましょう。よく似たものに「遺産を寄付する」「投資で儲かる」というものがあります。だまされたと分かって全額取り戻すのは困難です。自分や家族がトラブルに遭ったと思ったら、消費者センターにご相談ください。

《消費者相談》

●平日の午前10時〜正午、午後1時〜4時 = 市消費者センター ☎042・473・4505

●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時〜午後4時 = 消費者ホットライン ☎188

広報ひがくるめに掲載している「消費生活Q&A」のバックナンバーを市HPでご覧になれます。消費者センターへ寄せられる相談の中で、皆さんに知っておいてほしいことを掲載しています。ぜひご覧ください。



市HP

日本語教室
ボランティアを
募集します

「東久留米国際友好クラブ」と「東久留米にほんごクラス」の2団体では、外国人と一緒に日本語を学習するボランティアを募集しています。日本語で日本語を教えますので、資格や外国語力は問いません。関心のある方は、説明会にご参加ください。

東久留米国際友好クラブ

日本語教室(大人・子ども)のほか、交流活動も行っているボランティア団体です。詳細は同クラブHPをご覧ください。



東久留米国際友好クラブHP

説明会 6月7日(火)午後2時から、市民プラザホール(市役所1階)で。6月2日(休)までに申し込みを

東久留米にほんごクラス

毎週火曜日の午後7時から始まる夜のクラスです。詳細は同クラスHPをご覧ください。



東久留米にほんごクラスHP

説明会 5月24日(火)午後7時から、市民プラザ会議室で。5月17日(火)までに申し込みを

共通事項

甲園生活文化課 ☎042・477・338

職員募集

学童保育所児童厚生員(会計年度任用職員・アシスタント職)

任用期間 6月1日～5年3月31日(5年4月1日以降は条件付きで再度任用の場合あり)

勤務時間 月曜～土曜日(祝日を除く)、月75時間程度(変則勤務有り)。午前8時15分～午後6時の間で、4～7時間のシフト勤務

募集人数 若干名

報酬など 時給1102円(別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による)

応募書類 市販履歴書(写真添付)

試験 5月16日(月)までの月曜～金曜日(祝日を除く)の午前8時半～午後5時(正午～午後1時を除く)に、応募書類を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を。書類選考後、面接の上決定。提出された履歴書は返却しません

問い合わせ ☎042・470・7735

官公署など

都営住宅入居者募集

募集の種類・対象 ①世帯向け(一般募集住宅) ②若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅) ③居室内で病死などがあつた住宅

※①～③それぞれに申し込み資格がありますので、詳細は募集案内をご確認ください。

募集案内の配布期間・場所 土曜・日曜日を除く5月6日(金)～16日(月)に、都市計画課(市役所5階)、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター、都庁案内所、都内各市区役所・町村役場、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、同公社各窓口センター

※5月7日(土)・8日(日)・15日(日)の3日間は、いずれも午前9時半～午後5時に、東京観光情報センター前(都庁第一本庁舎1階)で配布します。

※配布期間中は同公社HPからも取得できます。

申請 5月20日(金)までに(必着、募集案内に同封の申込書・封筒に必要事項を記入の上、郵送を)

※②若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅)のみオンライン申し込みもできます。5月20日(金)までに都営住宅入居者募集サイト内で申し込み完了したものを受け付けます。

問い合わせセンター ☎03・3498・8894(土曜・日曜日、祝日を除く)

※5月6日(金)～20日(金)は ☎0570・010・810(土曜・日曜日を除く)へ。

面接対策セミナー・就職面接会

市と清瀬市、ハローワーク三鷹が共催する完全予約制の面接対策セミナーおよび就職面接会(介護福祉しごとフェアin清瀬&東久留米を開催します。

面接会は、介護福祉系の企業5社が参加予定で、資格や経験が無くても応募できる職種があります。

5月20日(金)①午前10時～正午②午後1時半～4時

清瀬市アミューズホール(清瀬市元町1-2-11、7階)

①面接対策セミナー②就職面接会(参加企業は5社程度(参加企業・求人内容などは、市内および近隣企業が参加予定で、開催日約3週間前に市HP、ハローワーク三鷹HPで公開予定))

①40人②30人程度(いずれも先着順。完全予約制)

①筆記用具②履歴書

①4月25日(月)午前8時半から、電話でハローワーク三鷹(職業相談部門) ☎042・477・8617へ

同相談部門



都営住宅入居者募集サイト

同公社HP

市民大学短期コース
受講生募集



同協会HP

さまざまな分野での豊かな経験を持つ市民講師が講座を開講します。市民同士の学び合いの場に参加しませんか。

6月1日(水)～7月28日(木) 生涯学習センター 講義、体験学習 市内在住・在勤・在学の方 定額 下表参照費 1回コース=100円 3回コース=300円。一部の講座で教材費有り(下表参照) 詳細は市文化協会HPをご確認ください 10人以上の応募がない場合は開講しません(全講座共通) 5月12日(木)までに(必着)、通常はがきに講座名(複数可)・住所(郵便番号含む)・氏名(ふりがな)・年代・性別・電話番号を記入の上、〒203-0054、中央町2-6-23、生涯学習センター内NPO法人東久留米市文化協会事務局「市民大学短期コース申し込み」係宛て郵送、または同協会HPから申し込みを 同協会事務局 ☎042・477・4700

4年度市民大学短期コース (前期) 講座一覧

No. ※1	講師名 (敬称略)	講座名	定員 (人)	日程	時間 ※2	講座概要	教材費
1	祝 春奈	[収活(終活)のススメ]～モノの選び方・手放し方～	30	6月1日(水)	午前	整理収納の基本を学び、快適な暮らしを手に入れましょう	-
2	本田 純	ストラヴィンスキーの音楽を聴く	20	6月3日(金)	午後2	ストラヴィンスキーの音楽について学び、そして聴きます	-
3	長谷川 正次	年金受給者と税金	20	6月8日(水)	午前	年金受給者の税金についてファイナンシャルプランナーが詳しく解説します	-
4	福田 千文	ストレッチ&エクササイズとペルーのダンス マリネラを踊ってみよう	15	6月9日(木)	午前	ストレッチとエクササイズのあと、ペルーのダンスを体験しましょう	-
5	福田 麻実	初夏の好感度アップメイク講座	10	6月9日(木)	午後2	初夏の装いにも映える、爽やかで品のあるフェミニンメイクを学びます	550円
6	林 和恵	着物の着つけ(普段着に半巾帯をしめる)	10	6月14日(火)	午後1	おしゃれな普段着(小紋・紬)を、美しく着こなすポイントを学びましょう	-
7	中川 由喜子	洋服づくりがカンタンになる「パターン修正編」	10	6月28日(火)	午前	実物大型紙を修正して自分用のパターンを作る	100円
8	松澤 亮	のこぎり音楽を楽しもう	10	7月4日(月)	午後1	西洋のこぎりを使って、「エーデルワイス」を弾いてみよう	-
9	鈴木 篤史	ケアマネジャーによる疲れない介護	20	7月28日(木)	午後1	介護で疲れないための方法について対話型・参加型の研修講座	-
10	吉田 憲一	海外生活と無償援助工事について	20	6月2日・16日・30日(休)	午前	海外での生活環境(衣食住、気候、治安、言語)と無償資金援助工事についての体験談を伝えたい	-
11	加藤 正三郎	水彩スケッチ(身近な物を描く)	15	6月6日・13日・20日(月)	午後1	夏野菜、花、小物など身近な物を題材にして描く講座	240円
12	有賀 千歳	エゴグラムで自分発見	30	6月7日・21日・28日(火)	午前	エゴグラムを知り、演習を通して自分の性格の自己診断をし、よりよく生きるためのヒントを掴んでみませんか	400円
13	岩本 吉男	[歴史講座] 敗戦直後の東京裁判は、はたして公正だったのか	30	6月7日・14日・21日(火)	午後1	戦後75年、多くの真実が明らかになりました。その真実を学びます(内容は中学の歴史教科書レベル)	-
14	小牧 次	頼りになるオヤジ・ママになろう!(父原病と母原病を学ぶ)	20	6月8日・15日・7月6日(水)	午後1	父原病や母原病がもたらす幼弱性(依存性、逃避性、観念性、自己中心性)の克服と対策を事例で参加者同士で話し合う	-
15	新堀 栄介	幼児、児童(小学生)の書写指導者養成講座	20	6月10日・17日・24日(金)	午前	小学校書写教育担当の先生の悩み事に答え、実技指導を行います	-
16	黒田 恵美	理学療法士がお伝えするママのからだケア講座	10	7月5日・12日・19日(火)	午前	ヨガやピラティスをベースとしたゆったりとした運動を行います	-
17	川崎 幸治	学べる金融とパソコン講座	10	7月5日・12日・19日(火)	午後1	あなたのパソコン・スマートフォンで、簡単にできる投資のお話をします	-
18	浦上 たか子	人の心に響く聴き方共感的コミュニケーション	10	7月7日・14日・21日(水)	午前	共感的な聴き方・考え方を、ワーク中心で体験・練習します	-

※1 No.1～9は1回コース、No.10～18は3回コース ※2 午前=午前10時～正午、午後1=午後1時～3時、午後2=午後4時～6時

(7面から続く)

「家庭のゼロエミッション」行動推進事業

申請受け付け中

東京都では、家庭の省エネ行動を促すため、より省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫・給湯器に買い換えて都内の住宅に設置した都民に対して、商品券などに交換可能な「東京ゼロエミッション」を付与する「家庭のゼロエミッション」行動推進事業を実施しています。



同事業HP

申5年3月31日まで(消印有効)

※ただし、予算が無くなり次第終了。インターネットですべての申請手続きが可能です。



「成年後見(法定後見)制度とは」

成年後見制度は、判断能力が十分でない方が安心して生活が送れるよう、本人の財産や福祉サービスの利用契約、支払いなどを支援し、本人の権利を守る制度です。

生活が送れるよう、本人の財産や福祉サービスの利用契約、支払いなどを支援し、本人の権利を守る制度です。どんな時に必要になるのかなど法定後見制度について、経験豊富な後見人からお話を伺います。

行政情報アプリ「マチイロ」でも「広報ひがくるめ」をご覧になれます。スマートフォンなどで同アプリを取得して「お住まいの地域」で「東京都東久留米市」を登録の上、ご利用ください。



多摩六都科学館 Tamarokuto Science Center

大人のためのハーブ講座(春のハーブとドリンク編)
春のハーブの特徴と気軽に取り入れやすい活用方法を専門家から学ぶ連続講座です。



春のハーブ畑

市民伝言板

会員募集

- ◆東久留米パソコンクラブ=日3回。金曜日午後1時半～3時半
- ◆東久留米市ターゲット・バードゴルフ協会=日毎週月曜・水曜・木曜日と隔週土曜日
- ◆社交ダンス(草の実ダンス同好会)=日3回。火曜日午後1時半～4時
- ◆東久留米スポーツウエルネス吹矢協会=日毎週金曜日午前9時～11時

- ◆歌謡サークル(春江会)=日2回。火曜日午後1時～4時
- ◆練功体操(白山体操クラブ)=日毎日午前9時～10時
- ◆カントリーダンス(メダカの会)=日毎週火曜日午前9時半～11時半
- ◆大正琴(和会)=日2回。月曜・木曜日午前10時～午後4時
- ◆居合・棒・合気術(錬心武友会)=日毎週日曜日午前11時半～午後5時40分
- ◆剣道(雅心剣友会)=日毎週土曜日午後

- ◆スクエアダンス(東久留米スクエアダンスクラブ)=日毎週水曜日午後6時半～8時半
- ◆絵画の会(杉の会)=日毎月第1土曜日午前9時～正午
- ◆エッセイの会=日1回。第4木曜日午後1時～3時
- ◆東久留米自然ふれあいボランティア=日4回。第2・第4・第5土曜日および土曜日に活動がない週の金曜日

- ◆硬式テニス(アップル)=日毎週日曜日午前9時～午後1時
- ◆麻雀教室(健康麻雀「時」)=日毎週月曜・水曜・金曜日午後1時～5時
- ◆ウクレレ初心者体験会(東久留米ウクレレマロクラブ)=日5月22日(日)午後1時～3時
- ◆松が丘カフェみよしさんち(松が丘見守り隊)=日第2・第4金曜日午後2時～4時
- ◆打楽器とヴァイオリンが奏でる朧月夜(Ten To Sen)=日5月7日(土)午後7時開場・8時開演

凡例 日日時 場場所 内内容 対対象 定定員 師講師 費費用 持持ち物 注ご注意 他その他 申申し込み 問問い合わせ HPホームページ 電電子メール



動物愛護管理法の改正により 犬と猫のマイクロチップ装着などが義務化されます

～6月1日からマイクロチップの装着・登録が義務化されます～

環境政策課生活環境係 ☎042・470・7753

6月1日から、ブリーダーやペットショップなどで販売される犬や猫へのマイクロチップの装着と情報の登録が義務付けられます。登録された犬や猫を家族に迎え入れた飼い主の方は、環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」(以下「MC登録サイト」)への変更登録(飼い主の登録)をお願いします。

● **6月1日以降に購入した犬・猫**

ブリーダーやペットショップなどで購入した犬や猫にはマイクロチップが装着され、飼い主になる際には、環境省のMC登録サイトで、自身を飼い主とした情報への変更登録が必要です。

● **6月1日以降に譲り受けた犬・猫**

マイクロチップが装着されていない犬や猫を譲り受けた場合や、拾った犬や猫へのマイクロチップ装着・登録は、飼い主の努力義務です。

● **既に5月31日までに飼育している犬・猫**

マイクロチップの装着・登録は、飼い主の努力義務です。

詳細は、環境省の「犬と猫のマイクロチップ登録制度に関するQ&A」または公益社団法人日本獣医師会の「犬と猫のマイクロチップ情報登録 令和4年6月1日リリースに向けた準備サイト」(以下「準備サイト」)をご確認ください。



環境省



日本獣医師会
準備サイト

犬の登録に関するワンストップサービス ☎健康課予防係 ☎042・477・0030

6月1日から飼い犬の登録に関するワンストップサービスが始まり、マイクロチップを装着・登録した犬の飼い主の方は、一部の手続きを環境省のサイトで行うことができますようになります。

また、6月1日から犬猫販売事業者には環境省令で定める基準に適合するマイクロチップの装着が義務化されます(販売業者以外の犬猫の所有者は努力義務)。このマイクロチップは狂犬病予防法の特例として鑑札とみなされます。マイクロチップの情報登録は、6月1日以降に環境省のMC登録サイトで行います。

なお、狂犬病予防注射と注射済票交付申請は、装着の有無に関わらず毎年必要です(飼い犬には年1回の狂犬病予防注射を受けさせること、注射済票を飼い犬に装着することが義務付けられています)。

マイクロチップ装着・登録の手続きや手数料に関する詳細は、環境省の「犬と猫のマイクロチップ登録制度に関するQ&A」または公益社団法人日本獣医師会の準備サイトをご確認ください。

6月1日以降の手続き

① **マイクロチップを装着・登録している犬を迎え入れたら**
MC登録サイト(6月1日から利用可)で情報の「変更登録」をしてください。変更登録された後、ワンストップサービスにより市へ通知され、健康課で犬の登録を行います。これにより健康課窓口での登録手続きは不要となり、鑑札の交付はありません(登録されたマイクロチップが鑑札とみなされます)。飼い主の方には毎年3月末に狂犬病予防注射のご案内を発送します。



犬と猫の
マイクロチップ
情報登録サイト
(6月1日から)

② **マイクロチップを装着・登録していない犬を迎え入れたら**
健康課窓口で登録手続きをしてください(従来と同じ)。窓口で登録を証明する「犬鑑札」を交付します。「犬鑑札」は、必ず犬の首輪などにつけてください。

受付窓口健康課予防係(わくわく健康プラザ内)

受付時間平日午前8時半～午後5時15分

手数料3,000円(紛失などにより鑑札を再交付する場合は手数料1,600円)。なお、表1の市獣医師会加入の動物病院でも、予防注射、注射済票交付と併せて新規登録ができます(2・3月を除く)。

◎ **6月1日以降のマイクロチップ登録の有無による手続き方法**
表2の通り

表1 注射、済票交付、新規登録ができる動物病院

病院名	所在地	電話番号
いそべ動物病院	中央町 4-8-10	042-471-0031
かざま動物病院	中央町 2-6-50	042-453-8111
田中動物病院	東本町4-9	042-474-0533
トオヤ動物病院	中央町 1-1-49	042-473-7078
くろめ動物病院	八幡町 3-3-12	042-477-3443
どんぐり動物病院	下里 5-9-15	042-475-5562

表2 主な手続き

手続き内容	マイクロチップ(MC)装着・登録	
	「あり」の場合	「なし」の場合
新規登録	MC登録サイト	健康課窓口
住所変更(市内)	MC登録サイト	健康課窓口(郵送可)
住所変更(市外への転出)	MC登録サイト(原則) ※転出先の自治体にご確認ください。	転出先の自治体窓口
住所変更(市外からの転入)	MC登録サイト(原則) ※前住所地の自治体で「鑑札」を交付されていた場合は健康課へお問い合わせください。	健康課窓口
鑑札の再交付	MC登録サイト ※登録証明書の再交付。	健康課窓口
死亡	MC登録サイト	健康課窓口(電話、電子申請も可)

既にマイクロチップを装着した犬や猫の飼い主の方へ

5月31日まで 移行登録受付サイトにて 無料で移行登録の 受け付けができます

6月1日から、ブリーダーやペットショップなどで販売される犬や猫への、マイクロチップの装着・登録が義務付けられることに伴い、既に情報を登録団体※に登録したマイクロチップを装着した犬または猫の飼い主の方は、5月31日まで無料で環境省データベースへの移行登録の受け付けができます。

※登録団体=Fam、ジャパンケネルクラブ、マイクロチップ東海、日本マイクロチップ普及協会、日本獣医師会(AIPO)。



環境省データベースへの移行登録受付サイト

6月1日以降に移行登録する場合は、5月31日以前にマイクロチップを装着・登録していた証明が必要となり、無料の移行登録が困難である場合があります(通常の登録は登録手数料がかかります)。そのため、移行登録を希望する場合は、5月31日までに手続きをしてください。

詳細は、公益社団法人日本獣医師会の「環境省データベースへの移行登録受付サイト」または準備サイトをご確認ください。

